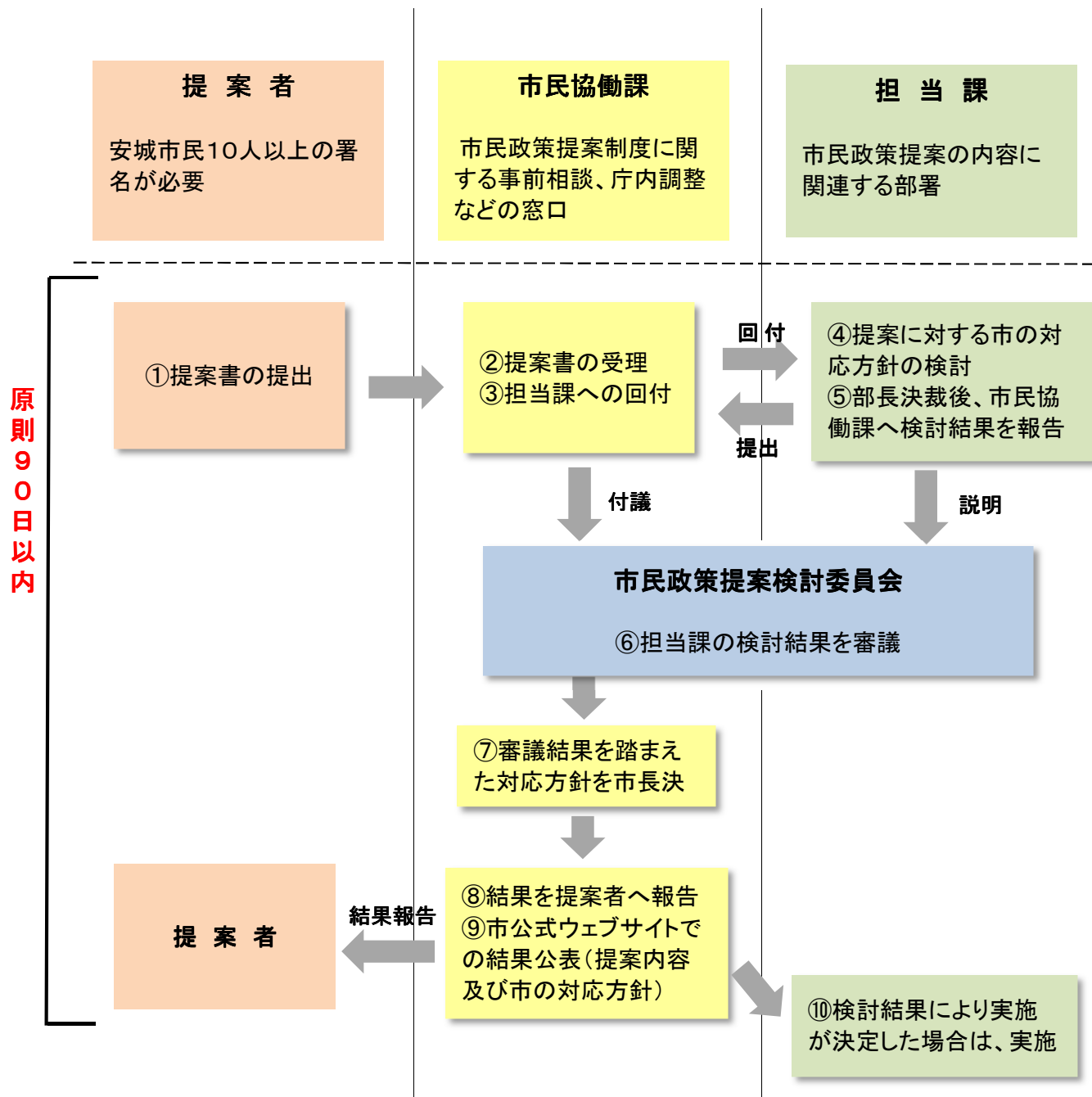


市民政策提案制度手続きの流れについて

市民政策提案制度とは、10人以上の市民※1の連署をもってその代表者から市長へ自発的に政策の提案ができる制度です。（安城市市民参加条例第11条）



※1 市民とは、市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者をいいます。